

東京都地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の概要（案）

1 目的

この事業は、情報通信技術を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性を確保することを目的とする。

2 事業期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 補助対象者及び補助対象事業の内容

東京都内に医療機関を開設する者で、次の事業を初めて実施する者。ただし、(1)及び(2)は、支援側医療機関と依頼側医療機関との間で事業実施について合意していることを要する。

(1) 遠隔病理診断

依頼側は支援側（遠隔地の病理専門医等）に対し、病理組織の顕微鏡画像、眼底画像、超音波画像、内視鏡画像等を主に動画像として伝送する。支援側は、動画像を遠隔操作して観察、診断を行い、その結果を依頼側に報告する。

(2) 遠隔画像診断

依頼側は支援側（遠隔地の専門医等）に対し、単純エックス線、CR、CT、MRI等で撮影した画像、施術中の動画像を伝送する。支援側は、画像を依頼側と共有するなどして観察、診断、助言を行い、その結果を依頼側に報告する。

(3) 遠隔手術指導

遠隔地の医療機関において指導医が患者の存在する現地の手術にリアルタイムで参加しつつ、タブレット等の情報通信機器を用いて画像や音声で具体的に現地術者の手術内容を指導する。遠隔地の指導医と現地の術者の関係は「オンライン診療の適切な実施に関する指針」におけるD to Dとなる。遠隔操作により現地のモニターに線や矢印を投影するシステムを用いることや、現地の手術室全体を見渡せるシステムで手術全体を統括することも含まれる。

(4) オンライン診療

患者の通院負担軽減や医師の移動負担軽減、医療資源の柔軟な活用などの観点から、情報通信機器を活用して、医師と患者間における遠隔地からの診療を行う。

4 補助対象経費

遠隔医療の実施に必要なコンピュータ機器・通信機器等（ソフトウェアの導入を含む）の購入費

5 補助基準額（予定）

遠 隔 医 療 の 種 別		補 助 基 準 額	補 助 率
診 断 装 置	遠隔病理診断 ①支援側医療機関	4, 598千円	補助基準額又は 補助基準額を超 えない補助対象 経費の
	②依頼側医療機関	14, 198千円	

	遠隔画像診断及び助言		2分の1
	① 支援側医療機関	16,390千円	(一カ所につき
	② 依頼側医療機関	14,855千円	150,000円を下限)
	遠隔手術指導	5,580千円	
	オンライン診療装置	2,660千円	

6 その他

- (1) 遠隔医療を実施するに当たっては、以下を遵守すること。
- ア 「オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001116015.pdf>)
 - イ 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001233212.pdf>)
 - ウ 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/170805-11a.pdf>)
 - エ 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001112044.pdf>)
- (2) 遠隔医療にかかる情報については、以下を参照すること。
- ア 遠隔医療に関するホームページ
(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_0024.html)
 - イ オンライン診療に関するホームページ
(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_0024_00004.html)
 - ウ 医療分野のサイバーセキュリティ対策に関するホームページ
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/johoka/cyber-security.html)
- (3) 遠隔手術指導の実施に当たっては、一般社団法人日本外科学会が公開している「遠隔手術ガイドライン」に基づく実施体制を確保すること。

*当該事業は、「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業（国庫補助事業）」（厚生労働省所管事業）が令和8年度も継続された場合に限り、実施する。